

# 農地中間管理機構（農地中間管理事業） を活用しよう！

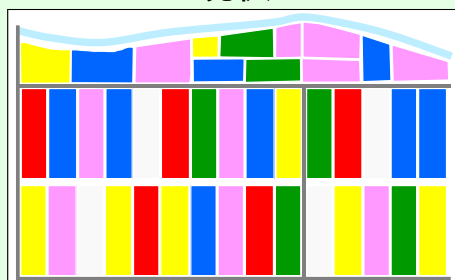
農地の貸借は、原則として農地中間管理機構経由になりました！

## 農地中間管理事業の概要

農地中間管理事業は、都道府県知事が指定する農地中間管理機構が、地域計画<sup>※</sup>に基づき所有者から農地を借受け、目標地図に位置付けられた受け手等に対して、まとまりのある形で貸付する事業です。

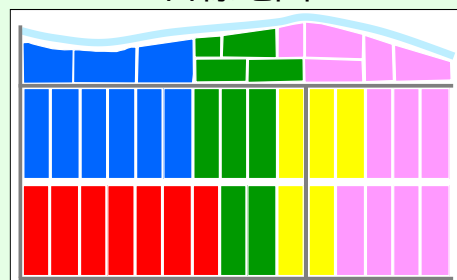
三重県では、(公財)三重県農林水産支援センターが、三重県知事から農地中間管理機構の指定を受け、事業を実施しています。

現状



地域計画に基づく  
農地の集積・集約化

目標地図



※ 地域計画とは、地域での話し合いにより市町が策定する将来の農地利用の姿を明確化した設計図で、おおむね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、現況の農地利用を整理しながら担い手や10年後に目指すべき農地利用の方針を示しています。

## 農地中間管理事業のメリット

### 【出し手のメリット】

- 賃料は農地中間管理機構から確実に振り込まれます。
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心です。再貸付も可能です。
- 要件を満たせば、固定資産税、相続税、贈与税の優遇措置が適用されます。

### 【受け手のメリット】

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できます。
- 複数の所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地中間管理機構が一本にまとめます。

### 【その他のメリット】

- 地域で農地集約化促進事業<sup>※</sup>による支援金を受け取れます。
- 地域で農家負担ゼロの基盤整備<sup>※</sup>が受けられます。
- 遊休農地解消対策事業<sup>※</sup>による簡易な整備(除草・整地等)が受けられます。

※各事業を活用するためには、要件を満たす必要があります。

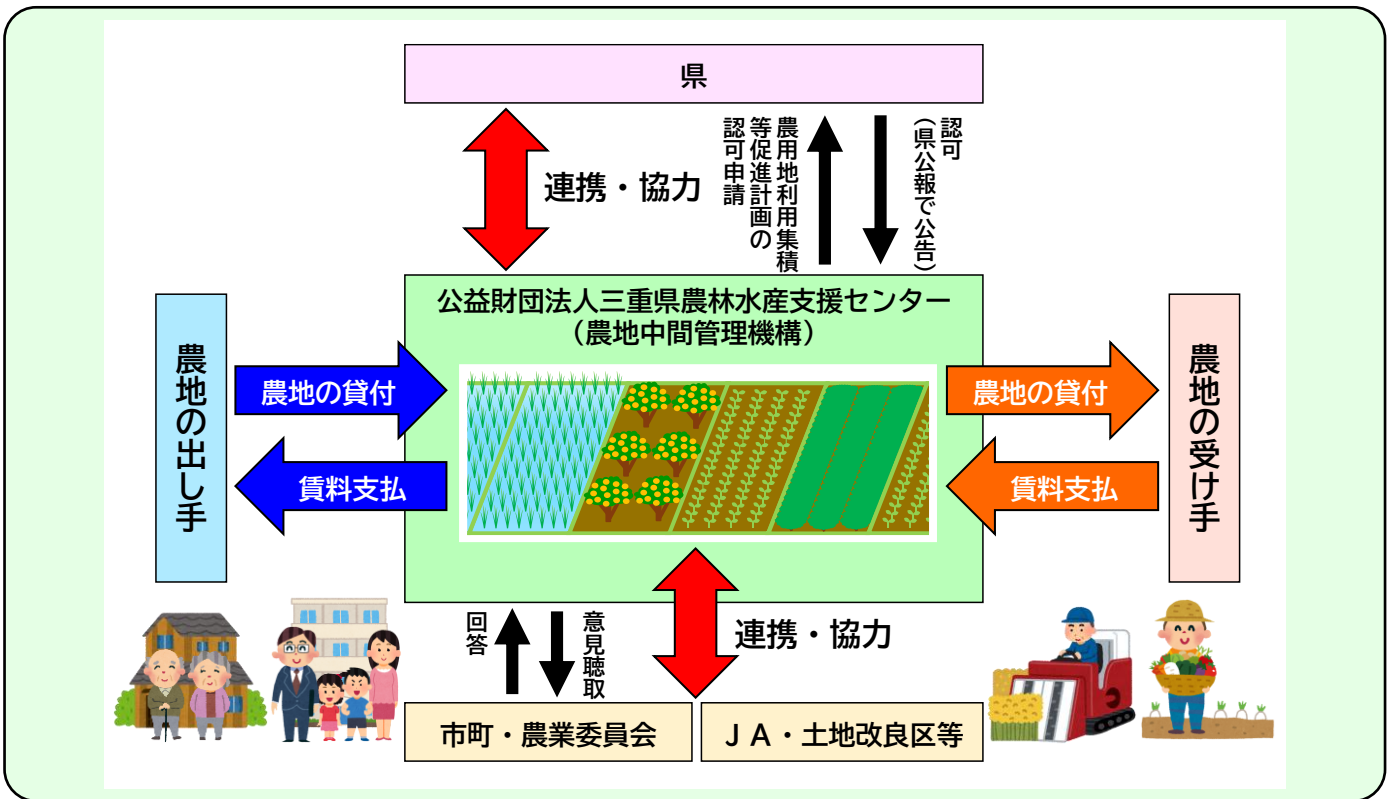
### 【お問い合わせ先 (TEL)】

農地中間管理機構 公益財団法人三重県農林水産支援センター  
TEL : 0598-48-1228、Fax : 0598-42-8221



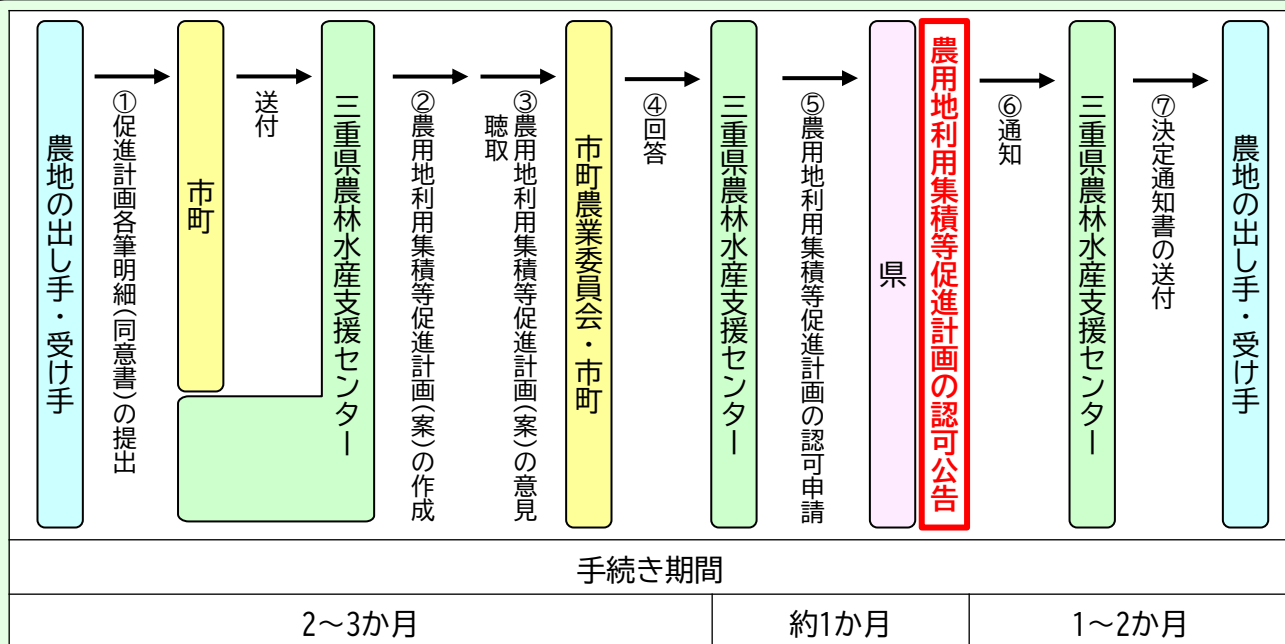
お問い合わせフォームの  
二次元コードはこちら

# 農地中間管理事業の仕組み等



- 賃料は、毎年度9月末日における契約分を12月下旬に出し手に支払います。受け手には11月初旬に請求します。
- 賃料は物納（主食用玄米に限る。）も可能です。物納の場合は、受け手から出し手に直接納付していただきます。機構には完了報告書を提出していただきます。
- 使用貸借（無償貸借）の場合も当事業を利用できます。

# 農地中間管理事業の手続きの流れ



提出先・提出期日は、市町により異なりますので、事前にご確認ください。

- 県の認可公告により促進計画各筆明細に記載された内容で、貸借契約が成立します。
- 決定通知書で契約内容をお知らせしていますが、通知書の送付前でも契約は有効です